

市長への手紙」HP掲載データ（令和3年9月分）

見出し	0309-1 平庭高原パークゴルフ場コース解放について
ご意見	飲食と違い、対面での会話も少ない野外での少人数のプレーでもあるので、コースを使用できるようにしてほしい。
回答	<p>全国では、首都圏を中心に緊急事態宣言やまん延防止対策など、9月12日までの発令でしたが、コロナの感染拡大が大きいことから、9月30日まで延長となっています。また、岩手県では、新型コロナウイルス感染症拡大により、独自の緊急事態宣言が出されているところです。</p> <p>当市では、この宣言や市内の感染状況をふまえ、市有の体育施設や観光施設、集会施設等、人が集まる施設については、9月19日まで休館・閉場しています。</p> <p>平庭高原パークゴルフ場は、おっしゃる通り、健康増進を目的に整備されており、多くの皆さまから、ご利用いただいております。</p> <p>一昨年から、猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症ですが、コロナ対策として、マスクの着用、手指消毒、検温、密にならない、大きい大会の中止など、感染予防をしながら、プレーを楽しむとのことでしたので、このようなご意見を、考慮させていただきますと共に、市としても、万全の感染防止対策に努め、平庭高原パークゴルフ場のコースの開放に向けて、努力してまいりますので、今後とも、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。</p>
担当課	産業建設課 電話：0194-54-8003

市長への手紙」HP掲載データ（令和3年9月分）

見出し	0309-2 台風被害の補助金について
ご意見	住所が久慈にないため、補助金の申請ができなかった。住所がなければ補助金がないとは残念でならない。
回答	<p>令和元年台風第19号災害につきましては、全壊、半壊（解体）及び大規模半壊の方につきましては、国の被災者生活再建支援金を支給しております。</p> <p>半壊及び床上浸水の方につきましては、市の被災者生活再建支援金を支給しているところであり、複数世帯の場合30万円、単身世帯の場合25万円の支援を行っております。国の生活再建支援金と同様に、生活の本拠として居住していた住宅の被害程度に応じて、災害発生時における世帯主の申請により支給する制度であり、被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。住所がなくても生活の本拠として居住していた場合は、担当課にご相談ください。</p>
担当課	社会福祉課 電話：0194-52-2116

市長への手紙」HP掲載データ（令和3年9月分）

見出し	0309-3 長内町第16地割の排水について
ご意見	長内町第16地割の裏側には排水側溝がなく、一度場所を見ていただければと思っている。
回答	<p>当該地区は2級河川である長内川と小屋畑川に挟まれた形状となっており、周辺の道路よりも宅地側が低い状況にあるほか、素掘り側溝であることや高低差が小さいことから、恒常的に排水が滞りやすい状況にあることを確認いたしました。</p> <p>ご承知のとおり、当該地区においては、平成28年の台風第10号被害や令和2年の台風第19号被害を踏まえ、県により小屋畑川の切替えが事業化されたところです。</p> <p>今後、この計画の詳細を把握・検証しながら、市としても排水の改善等について検討してまいりたいと考えております</p>
担当課	建設整備課 電話：0194-52-2124